

指定管理者公募に係る質問と回答（大津町運動公園、杉水公園、高尾野公園、昭和園テニスコート、大津町山村広場、大津町町民グラウンド、大津町武道館、大津町町民テニスコート、大津町菊阿体育館）

No.	項目	ページ	質問内容	回 答
1	業務仕様書	10	<p>「街灯(照明)等の修繕及び改修は、LED化を行うこと。」となっておりますが、故障などの交換時において、町との協議の上、適宜対応するとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>上記と相違がある場合のみ、指定管理料算出における当該業務の町の算定額(指定管理料のうち、いくらが LED 化の対象としているか)をお示しください。併せて、対象となるすべての管球の町設置後の稼働時間をお示しください。</p>	<p>街灯(照明)等の故障による交換においては、すべて LED 化をお願いします。</p> <p>修繕及び改修に伴う LED 化は1機当たり10万円程度を見込んでおりますが、この費用は過去の実績を元に積算したNo.3で示している修繕費380万円の内訳に含まれております。ただし、不測の事態として、街灯(照明)等の修理箇所が甚大になり、指定管理者としての本来業務に支障をきたすものと考えられる場合は協議の上、対応いたします。なお、ナイトー施設などの「街灯の個別修理以外の施設全体の LED 化」については、町が別途計画し、実施していきます。</p> <p>管球については適宜交換しておりましたので、設置後の稼働時間は分かりかねます。</p>
2	その他		<p>現地説明会において、令和4年度修繕費 2,000 万円を予定しているとのことでしたが、具体的内容を教えて下さい。</p> <p>また、令和5年度以降の修繕・改修計画があれば教えて下さい。</p>	<p>総合体育館トイレ修繕、総合体育館BGM修繕、総合体育館更衣室ロッカー鍵修繕、総合体育館給湯器修繕、トレーニングルーム機器修繕、菊阿体育館アリーナ床修繕、総合体育館冷水機修繕、菊阿体育館トイレ修繕、菊阿体育館照明修繕、山村広場夜間照明ランプ修繕、武道館修繕、運動公園トイレ修繕、運動公園電話主装置バッテリー修繕、町民グラウンドトイレ修繕、運動公園街灯修繕、町民グラウンド階段手すり修繕、また、この予定金額は、令和4年9月補正予算に提案している金額であり確定しているものではありません。</p> <p>令和5年度以降については、指定管理者と協議して改修を計画します。</p>
3	業務仕様書	10	<p>130 万円未満の修繕については、指定管理者にて実施とのことですが、指定管理料算出における当該業務の町の算定額(修繕費)をお示しください。</p>	<p>落雷による突発的な修繕を除いた、過去5年間で支出額が1番多かった年の修繕費380万円で算出しています。</p>

4	業務仕様書	10	130万円未満の修繕については、指定管理者にて実施とのことですが、130万円未満の基準値設定根拠についても併せてご教示ください。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、随意契約の限度額を基準値の根拠にしています。
5	募集要項	10	「2.事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。」内、「提案価格の得点」について、定量的な審査である場合、採点方法について計算式等お示しください。	提案価格の得点 = (基準価格 - (当該応募者の提案価格 - 応募者のうち、最低の提案価格)) ÷ 基準価格 × 提案価格に配分された得点 ※提案価格及び基準価格は消費税を含んだ価格
6	募集要項	11	選定委員会の出席者人数について グループを構成し申請予定のため、また多岐に亘る事業提案となりますため、出席者人数に制限は設けずに開催いただくことをご検討ください。	原則5人以内としますが、5社以上での申請の場合は、構成団体数プラス1名を上限とします。
7	募集要項	19	自動販売機の収入について ・収入 現状設置の自動販売機について、自販機の売上および売上手数料実績(実績・手数料パーセンテージ)についてご教示願います。また、自動販売機電気代についても実績をご教示ください。 また、追加で自動販売機を設置した際には、売上手数料は指定管理者の収入となるとの理解でよろしいでしょうか。	森区、大津町体育協会及びクラブおおづ設置の自動販売機についての売上手数料実績は把握しておりません。 大津町設置(大津町武道館・大津町町民グラウンド)の令和3年度実績の売上手数料は202,866円、手数料は売上金額の17.00%です。 大津町設置(杉水公園113,422円・高尾野公園96,648円・山村広場123,158円)の令和3年度実績の売上手数料は333,228円、手数料は売上金額の20.37%です。 電気代として3,300円×12ヶ月×17台=673,200円の実績になります。 追加で自動販売機を設置した際は、指定管理者の収入となります。
8	募集要項	19	自動販売機の支出について ・支出 現状設置の自動販売機実績における支出項目はありますでしょうか。また、追加で自動販売機を設置した際の1台あたりの設置に係る行政財産目的外使用料についてご教示ください。	現状設置の自動販売機の支出項目は電気代です。 指定管理者が設置される自動販売機については、行政財産目的外使用料は発生しませんが、設置については、仕様書に基づき町と協議をお願いします。

9	募集要項	26	【参加資格要件】記載の(1)～(6)について、構成員の場合(代表企業ではない場合)、(6)については絶対要件とはなっておりません。上記場合の企業においては、誓約書内(6)については削除したうえ、誓約書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																																																								
10	募集要項	31	<p>施設利用者数の詳細実績をお示しいただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設別 減免実績及び減免率 (具体的な分母、分子含む)</li> <li>・施設別 平日・土日祝等、曜日別利用者数実績</li> <li>・施設別 稼働率実績及びその算出方法 (具体的な分母、分子含む)</li> </ul>	<p>平成 29 年度 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1283 405 2101 999"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>減免額(分子)</th> <th>使用料(分母)</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム</td> <td>4,418,050</td> <td>15,175,280</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>杉水公園</td> <td>28,100</td> <td>175,440</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>高尾野公園</td> <td>33,800</td> <td>197,600</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>昭和園テニスコート</td> <td>0</td> <td>1,186,500</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>大津町山村広場</td> <td>175,770</td> <td>539,510</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>大津町町民グラウンド</td> <td>545,500</td> <td>1,284,740</td> <td>42%</td> </tr> <tr> <td>大津町武道館</td> <td>103,630</td> <td>167,900</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>大津町町民テニスコート</td> <td>529,320</td> <td>540,170</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>大津町菊阿体育館</td> <td>360,570</td> <td>692,520</td> <td>52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 30 年度 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1283 1096 2101 1385"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>減免額(分子)</th> <th>使用料(分母)</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム</td> <td>16,826,300</td> <td>34,695,500</td> <td>48%</td> </tr> <tr> <td>杉水公園</td> <td>35,400</td> <td>196,380</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>高尾野公園</td> <td>18,200</td> <td>164,840</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率	大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	4,418,050	15,175,280	29%	杉水公園	28,100	175,440	16%	高尾野公園	33,800	197,600	17%	昭和園テニスコート	0	1,186,500	0%	大津町山村広場	175,770	539,510	33%	大津町町民グラウンド	545,500	1,284,740	42%	大津町武道館	103,630	167,900	62%	大津町町民テニスコート	529,320	540,170	98%	大津町菊阿体育館	360,570	692,520	52%	施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率	大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	16,826,300	34,695,500	48%	杉水公園	35,400	196,380	18%	高尾野公園	18,200	164,840	11%
施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率																																																									
大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	4,418,050	15,175,280	29%																																																									
杉水公園	28,100	175,440	16%																																																									
高尾野公園	33,800	197,600	17%																																																									
昭和園テニスコート	0	1,186,500	0%																																																									
大津町山村広場	175,770	539,510	33%																																																									
大津町町民グラウンド	545,500	1,284,740	42%																																																									
大津町武道館	103,630	167,900	62%																																																									
大津町町民テニスコート	529,320	540,170	98%																																																									
大津町菊阿体育館	360,570	692,520	52%																																																									
施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率																																																									
大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	16,826,300	34,695,500	48%																																																									
杉水公園	35,400	196,380	18%																																																									
高尾野公園	18,200	164,840	11%																																																									

				昭和園テニスコート	1,640	1,233,760	0.1%
				大津町山村広場	164,110	397,380	41%
				大津町町民グラウンド	452,560	1,116,590	41%
				大津町武道館	138,900	226,590	61%
				大津町町民テニスコート	528,160	534,050	99%
				大津町菊阿体育館	155,450	462,150	34%
				令和元年度 (単位:円)			
				施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率
				大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	13,052,650	29,621,800	44%
				杉水公園	25,480	93,940	27%
				高尾野公園	9,360	129,480	7%
				昭和園テニスコート	1,800	1,060,340	0.2%
				大津町山村広場	150,060	414,970	36%
				大津町町民グラウンド	501,160	1,216,550	41%
				大津町武道館	75,290	136,930	55%
				大津町町民テニスコート	464,920	486,620	96%
				大津町菊阿体育館	69,650	388,150	18%
				令和2年度 (単位:円)			
				施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率
				大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	8,443,850	20,471,130	41%

杉水公園	22,880	86,170	27%
高尾野公園	0	50,930	0%
昭和園テニスコート	0	734,590	0%
大津町山村広場	149,200	487,930	31%
大津町町民グラウンド	377,140	682,350	55%
大津町武道館	207,800	278,660	75%
大津町町民テニスコート	212,040	217,930	97%
大津町菊阿体育館	63,000	408,250	15%

令和3年度 (単位:円)

施設名	減免額(分子)	使用料(分母)	減免率
大津町運動公園 大津町総合体育館 トレーニングルーム	7,654,730	19,758,130	39%
杉水公園	19,240	87,680	22%
高尾野公園	1,040	137,280	1%
昭和園テニスコート	0	1,211,870	0%
大津町山村広場	177,390	647,540	27%
大津町町民グラウンド	298,130	594,240	50%
大津町武道館	248,660	398,100	62%
大津町町民テニスコート	281,480	298,220	94%
大津町菊阿体育館	56,600	471,450	12%

※分子＝減免額 分母＝徴収すべき金額

※施設別平日・土日祝等、曜日別利用者数実績及び施設別稼働率については今回、集計方法の違いにより回答できる数字がありません。

11	募集要項	32	<p>収入及び支出について、各年度施設別実績をお示しただけですでしょうか。</p> <p>また、以下について内容等の詳細実績についてもご教示をお願いいたします。</p> <p>【収入】</p> <p>・使用料収入 内訳等の詳細</p> <p>・その他の収入 内訳等の詳細</p> <p>【支出】</p> <p>・需用費 内訳等の詳細</p> <p>・役務費 内訳等の詳細</p> <p>・使用料及び賃借料 内訳等の詳細</p>	<p>収入 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和元年</th> <th>令和 2 年</th> <th>令和 3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">使用料</td> <td>大津町運動公園</td> <td>16,569,150</td> <td>12,027,280</td> <td>12,103,400</td> </tr> <tr> <td>杉水公園</td> <td>68,460</td> <td>63,290</td> <td>68,440</td> </tr> <tr> <td>高尾野公園</td> <td>120,120</td> <td>50,930</td> <td>136,240</td> </tr> <tr> <td>昭和園テニスコート</td> <td>1,058,540</td> <td>734,590</td> <td>1,211,870</td> </tr> <tr> <td>大津町山村広場</td> <td>264,910</td> <td>338,730</td> <td>470,150</td> </tr> <tr> <td>大津町町民グラウンド</td> <td>715,390</td> <td>305,210</td> <td>296,110</td> </tr> <tr> <td>大津町武道館</td> <td>61,640</td> <td>70,860</td> <td>149,440</td> </tr> <tr> <td>大津町町民テニスコート</td> <td>21,700</td> <td>5,890</td> <td>16,740</td> </tr> <tr> <td>大津町菊阿体育館</td> <td>318,500</td> <td>345,250</td> <td>414,850</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他</td> <td>自動販売機</td> <td>13,835</td> <td>143,785</td> <td>202,866</td> </tr> <tr> <td>自販機電気代</td> <td>676,533</td> <td>728,955</td> <td>713,200</td> </tr> <tr> <td>弓道場電気代</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>運動公園出店料</td> <td>24,500</td> <td>3,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>公衆電話戻入</td> <td>2,600</td> <td>1,400</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>コピー代</td> <td>37,000</td> <td>3,790</td> <td>26,830</td> </tr> <tr> <td>石灰代</td> <td>86,600</td> <td>49,500</td> <td>73,300</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	使用料	大津町運動公園	16,569,150	12,027,280	12,103,400	杉水公園	68,460	63,290	68,440	高尾野公園	120,120	50,930	136,240	昭和園テニスコート	1,058,540	734,590	1,211,870	大津町山村広場	264,910	338,730	470,150	大津町町民グラウンド	715,390	305,210	296,110	大津町武道館	61,640	70,860	149,440	大津町町民テニスコート	21,700	5,890	16,740	大津町菊阿体育館	318,500	345,250	414,850	その他	自動販売機	13,835	143,785	202,866	自販機電気代	676,533	728,955	713,200	弓道場電気代	6,000	6,000	6,000	運動公園出店料	24,500	3,000	1,500	公衆電話戻入	2,600	1,400	1,240	コピー代	37,000	3,790	26,830	石灰代	86,600	49,500	73,300
				区 分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年																																																																						
				使用料	大津町運動公園	16,569,150	12,027,280	12,103,400																																																																						
					杉水公園	68,460	63,290	68,440																																																																						
					高尾野公園	120,120	50,930	136,240																																																																						
					昭和園テニスコート	1,058,540	734,590	1,211,870																																																																						
					大津町山村広場	264,910	338,730	470,150																																																																						
					大津町町民グラウンド	715,390	305,210	296,110																																																																						
					大津町武道館	61,640	70,860	149,440																																																																						
					大津町町民テニスコート	21,700	5,890	16,740																																																																						
大津町菊阿体育館	318,500	345,250	414,850																																																																											
その他	自動販売機	13,835	143,785	202,866																																																																										
	自販機電気代	676,533	728,955	713,200																																																																										
	弓道場電気代	6,000	6,000	6,000																																																																										
	運動公園出店料	24,500	3,000	1,500																																																																										
	公衆電話戻入	2,600	1,400	1,240																																																																										
	コピー代	37,000	3,790	26,830																																																																										
	石灰代	86,600	49,500	73,300																																																																										
<p>支出 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年</th> <th>令和 2 年</th> <th>令和 3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>需用費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  消耗品費</td> <td>13,334,542</td> <td>13,331,508</td> <td>2,758,277</td> </tr> <tr> <td>  燃料費</td> <td>599,802</td> <td>541,784</td> <td>397,282</td> </tr> <tr> <td>  印刷製本費</td> <td>0</td> <td>149,600</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>					令和元年	令和 2 年	令和 3 年	需用費				消耗品費	13,334,542	13,331,508	2,758,277	燃料費	599,802	541,784	397,282	印刷製本費	0	149,600	20,000																																																							
	令和元年	令和 2 年	令和 3 年																																																																											
需用費																																																																														
消耗品費	13,334,542	13,331,508	2,758,277																																																																											
燃料費	599,802	541,784	397,282																																																																											
印刷製本費	0	149,600	20,000																																																																											

				<table border="1"> <tr> <td>光熱水費</td> <td>13,115,157</td> <td>11,451,120</td> <td>14,198,507</td> </tr> <tr> <td>修繕料</td> <td>2,379,686</td> <td>2,761,737</td> <td>1,841,268</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>518,079</td> <td>539,318</td> <td>564,775</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>2,087,318</td> <td>2,717,677</td> <td>2,806,764</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ受信料</td> <td>39,864</td> <td>39,864</td> <td>38,470</td> </tr> <tr> <td>券売機借上</td> <td>334,368</td> <td>27,864</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>モップ借上</td> <td>211,982</td> <td>213,928</td> <td>213,928</td> </tr> <tr> <td>トレーニング機器</td> <td>1,186,140</td> <td>1,190,856</td> <td>1,190,856</td> </tr> <tr> <td>管理機械</td> <td>5,086,029</td> <td>5,006,570</td> <td>3,900,675</td> </tr> <tr> <td>コピー機</td> <td>101,995</td> <td>102,168</td> <td>170,379</td> </tr> </table> <p>※令和3年度消耗品の減額は芝生管理委託に関する消耗品が減額されています。</p>	光熱水費	13,115,157	11,451,120	14,198,507	修繕料	2,379,686	2,761,737	1,841,268	役務費				通信運搬費	518,079	539,318	564,775	手数料	2,087,318	2,717,677	2,806,764	使用料及び賃借料				テレビ受信料	39,864	39,864	38,470	券売機借上	334,368	27,864	0	モップ借上	211,982	213,928	213,928	トレーニング機器	1,186,140	1,190,856	1,190,856	管理機械	5,086,029	5,006,570	3,900,675	コピー機	101,995	102,168	170,379
光熱水費	13,115,157	11,451,120	14,198,507																																																	
修繕料	2,379,686	2,761,737	1,841,268																																																	
役務費																																																				
通信運搬費	518,079	539,318	564,775																																																	
手数料	2,087,318	2,717,677	2,806,764																																																	
使用料及び賃借料																																																				
テレビ受信料	39,864	39,864	38,470																																																	
券売機借上	334,368	27,864	0																																																	
モップ借上	211,982	213,928	213,928																																																	
トレーニング機器	1,186,140	1,190,856	1,190,856																																																	
管理機械	5,086,029	5,006,570	3,900,675																																																	
コピー機	101,995	102,168	170,379																																																	
12	業務仕様書 (施設別)	3	<p>(基本事項)</p> <p>(ア)「年間を通じて常緑を保ち、裸地のない状態を維持するとともに、全面に均一で密生した芝生を定着させ、サッカー等のボールがイレギュラーすることのないよう平坦で滑らかな表面にすること。」と記載がございますが、現状と同等の利用を担保するため、Jリーグ等、日本のトップクラスの方々が利用できるクオリティを維持するという考え方で宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。Jリーグのキャンプ地や全国大会レベルの各種大会などの利用があり、高い評価を受けています。																																																
13	業務仕様書 (施設別)	3	<p>芝管理業務等における作業回数は仕様書に記載がございますが、具体的な資材名及び年間使用量の実績についてご教示ください。</p>	<p>令和3年度実績による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウーヅパワー細粒</td> <td>20kg</td> <td>180</td> <td>袋</td> </tr> <tr> <td>ニュートリDG DGウィンター</td> <td>20kg</td> <td>29</td> <td>袋</td> </tr> <tr> <td>ヒューミックDG</td> <td>20kg</td> <td>20</td> <td>袋</td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格	数量	単位	ウーヅパワー細粒	20kg	180	袋	ニュートリDG DGウィンター	20kg	29	袋	ヒューミックDG	20kg	20	袋																																
品名	規格	数量	単位																																																	
ウーヅパワー細粒	20kg	180	袋																																																	
ニュートリDG DGウィンター	20kg	29	袋																																																	
ヒューミックDG	20kg	20	袋																																																	

				ニュートリDG FWベース	20kg	25	袋
				分解くんCL	10kg	200	袋
				ルートブライト 921(粉状)	20kg	50	袋
				ルートブライト 921(ペレット)	20kg	120	袋
				ニューエンペラースタANDARD	15kg	134	袋
				ウーヅの雫	20kg	10	ケース
				ウーヅK	10ℓ	10	ケース
				フェロメック	10ℓ×2本	7	ケース
				グロースプロダクト クラシック	10ℓ×2本	10	ケース
				グロースプロダクト フォスファイト	10ℓ×2本	6	ケース
				フォルテック theZEN	10ℓ×2本	6	ケース
				ルートアクト	20kg	15	ケース
				ルートアクトプラス	10ℓ	15	ケース
				リゾ・フォース	10ℓ	2	ケース
				Csi-L	10ℓ×2本	7	ケース
				フルスイング顆粒水和剤	100g×20本	2	ケース
				トップチョイス	250ml×4本	1	ケース
				タフスティンガーフロアブル	500ml×2本	4	ケース
				デディケートフロアブル	1ℓ×12本	2	ケース
				モニュメント顆粒水和剤	7.5g×12袋	1	ケース
				プリモマックス液剤	250ml×4本	6	ケース
				ティルワ	10ℓ×2本	2	ケース
				エレガントカラー	10ℓ	25	ケース
				トルシヨン(ペレニアルライグラス)	22.5kg	60	袋
				粒度調整砂 2mmアンダー	1 m <sup>3</sup>	90	m <sup>3</sup>



14	業務 仕様書	7	<p>公募対象施設内において、継続設置が明記されている体育協会およびクラブおおづによる設置自動販売機以外は、すべて指定管理者にて設置が可能との理解で宜しいでしょうか。(地権者の制限等)</p> <p>また、現在の自動販売機設置場所と設置台数、当該販売機に係る売上実績をコロナ禍前を含む直近過去 5 か年分ご教示ください。</p>	<p>大津町、森区、体育協会及びクラブおおづによる自動販売機が継続設置になります。それ以外は指定管理者にて設置可能ですが、仕様書に基づき町と協議が必要です。</p> <p>設置台数 大津町運動公園 12 台(森区)、大津町総合体育館 5 台(大津町体育協会 4 台・クラブおおづ 1 台)、大津町町民グラウンド 1 台(大津町)、杉水公園 1 台(大津町)、高尾野公園 1 台(大津町)、大津町山村広場 1 台(大津町)、大津町武道館 1 台(大津町)</p> <p>売上実績 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1283 598 2107 699"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54, 535</td> <td>438, 231</td> <td>536, 094</td> </tr> </tbody> </table> <p>※森区、大津町体育協会及びクラブおおづ設置の自動販売機についての売上手数料の実績は含まれていません。 ※大津町が設置した自動販売機は、令和元年度の途中から設置をしているため、それ以降の実績になります。</p>	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	54, 535	438, 231	536, 094						
令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度														
54, 535	438, 231	536, 094														
15	業務 仕様書	12	<p>減免措置を伴う利用料収入の減収入分について、補てんが無いとのこと、コロナ禍前を含む直近過去 5 か年分の減免実績および減免率をお示しください。減免率においては、具体的な分母・分子を含めてご教示ください。</p>	<p>No.10 の回答を参照してください。</p>												
16	募集要項	32	<p>P31 資料 1 と同様に、平成 29 年度～令和 3 年度(コロナ禍前を含む直近過去 5 か年分)の実績をご教示ください。</p>	<p>収入 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1283 1185 2107 1385"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料収入</td> <td>13,764,920</td> <td>20,706,520</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>791,084</td> <td>792,180</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,556,004</td> <td>21,498,700</td> </tr> </tbody> </table>		平成 29 年度	平成 30 年度	使用料収入	13,764,920	20,706,520	その他の収入	791,084	792,180	合 計	14,556,004	21,498,700
	平成 29 年度	平成 30 年度														
使用料収入	13,764,920	20,706,520														
その他の収入	791,084	792,180														
合 計	14,556,004	21,498,700														

				<p>歳出 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>26,538,703</td> <td>23,645,612</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>3,718,485</td> <td>3,861,200</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>29,945,836</td> <td>31,189,777</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>2,676,047</td> <td>3,345,170</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>38,550,819</td> <td>43,060,920</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>5,464,484</td> <td>6,307,122</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>106,894,374</td> <td>111,409,801</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度～令和 3 年度分は大津町体育施設指定管理者募集要項を参照してください。</p>		平成 29 年度	平成30年度	人件費	26,538,703	23,645,612	報酬	3,718,485	3,861,200	需用費	29,945,836	31,189,777	役務費	2,676,047	3,345,170	委託料	38,550,819	43,060,920	使用料及び賃借料	5,464,484	6,307,122	合 計	106,894,374	111,409,801
	平成 29 年度	平成30年度																										
人件費	26,538,703	23,645,612																										
報酬	3,718,485	3,861,200																										
需用費	29,945,836	31,189,777																										
役務費	2,676,047	3,345,170																										
委託料	38,550,819	43,060,920																										
使用料及び賃借料	5,464,484	6,307,122																										
合 計	106,894,374	111,409,801																										
17	募集要項	4	<p>・不可抗力について、新型コロナウイルス等の感染症は含まれない認識で宜しいでしょうか。</p> <p>・含まれる場合、自主事業収入については補填の対象となりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、新型コロナウイルス等の感染症は含まれません。</p> <p>ただし、使用料収入については、コロナ禍以降の利用実績による使用料で積算しています。</p>																								
18	募集要項	7	<p>・(11)納税証明書について、東京都の場合「未納がないことの証明書」がないため、「滞納処分を受けたことがない証明書」を提出すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>																								
19	業務仕様書 (施設別)		<p>・大津町総合体育館トレーニングルームの現受託者の持ち込み備品をご開示ください。</p>	<p>現受託者の持ち込み備品はありません。</p>																								
20	業務仕様書	10	<p>令和 5 年度以降、既存体育施設等について、町がお考えの 130 万円以上の修繕の見込み及び改修計画をお示しください。</p>	<p>令和5年度以降については、指定管理者と協議して改修計画をします。</p>																								

21	業務仕様書	10	街灯(LED化)の修繕及び改修について、莫大な修繕料が発生すると推測される為、指定管理者としての本来業務に支障をきたすものと考えられます。本業務については、別途、協議の上、実施する業務との認識で宜しいでしょうか？	No.1を参照願います。
22	業務仕様書	10	経年劣化が著しい菊阿体育館の修繕履歴と今後の修繕計画をお示しください。	令和3年度の修理履歴はありません。 トイレ2ヶ所の修繕、体育館照明修繕、アリーナ床修繕は令和4年9月補正予算に提案している予定箇所で、確定しているものではありません。